

岩手県告示第 569 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 41 条の規定により、網・わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の狩猟免許試験を次のとおり行う。

平成 18 年 4 月 18 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 試験の日時及び場所

日 時	場 所
平成 18 年 7 月 2 日(日)午前 9 時から	紫波郡矢巾町 岩手県消防学校
平成 18 年 9 月 3 日(日)午前 9 時から	紫波郡矢巾町 岩手県消防学校

- 2 受験資格 県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 40 条に該当しない者
- 3 受験手続 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成 15 年岩手県規則第 25 号）第 12 条の狩猟免許申請書を試験の日の 14 日前までに所管広域振興局、総合支局又は地方振興局（以下「振興局等」という。）の保健福祉環境部に提出すること。
- 4 その他 詳細については、岩手県環境生活部自然保護課又は最寄りの振興局等の保健福祉環境部に問い合わせること。